



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

- 売掛金回収に悩む会社に追い風？民事執行法改正による財産開示手続
- 悪質クレームからのカスハラに対する会社の対応 □ スタッフ紹介

Pickup Law News

売掛金回収に悩む会社に追い風？民事執行法改正による財産開示手続

はじめに

2020年4月から民事執行法が一部改正されます。

財産開示手続や第三者からの情報取得手続が改められ、**債権回収の手続において債権者側にとって便利な制度が新設**されます。



今回は、強制執行を行うときの手続を確認するとともに、法改正の内容と予想される影響について解説いたします。

強制執行の手続

取引先が売掛金を任意に支払ってくれないようなときは、裁判所に訴訟を提起して判決をとり、相手方の財産から強制的に回収する方法があります。

これを「**強制執行**」といいます。

強制執行を行うために重要になるのが、**相手方（債務者）の財産状況を把握**することです。

なぜなら、強制執行を行うためには、申立ての時点で「執行の対象となる財産はこれこれである」と財産を特定する必要があるからです。

裁判所が債務者の預貯金や不動産を探し出してくれるわけではありません。

特定の方法は財産の種類によって異なります。

預貯金を差し押さえようとする場合には、債務者の預貯金を取り扱う金融機関名・支店等を特定する必要があります。

土地・建物など不動産から回収しようとするためには、その不動産がどこにあるかを把握する必要があります。

執行の対象が自動車のような動産である場合は、動産の所在場所の特定が必要です。

財産開示手続

強制執行を行うためには財産の特定が必要だとして説明しましたが、債務者がどのような財産を有しているかわからないケースは多々あります。

債務者がわざわざ自身の財産状況を教えてくれればよいですが、**そのようなことはあまり期待できません。**

そこで、債務者に自身の財産状況を開示させる法的な手続が用意されています。

これが「**財産開示手続**」です。



財産開示手続は、債権者のために、債務者がどこにどういう財産をもっているかを明らかにさせる制度です。

具体的には、裁判所が債務者を呼び出し、自

身の財産に関する情報を陳述させる手続が行われます。

ところが、財産開示期日に債務者が正当な理由もなしに出頭しなかったり、虚偽の陳述をしたりしても、**債務者に科される制裁は 30 万円下の過料にとどまり**、その強制力に疑問がありました。

改正の内容

罰則の強化

今回の改正により違反に対する制裁が強化され、**6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金という刑罰が科される**ようになりました。



これにより、制裁をおそれた債務者が進んで自身の財産情報を開示することも期待できます。

第三者からの情報取得手続きの新設

しかし、これだけでは財産状況の取得方法としてまだ限界があります。

そこで、今回の改正により、**債務者以外の第三者から債務者の財産に関する情報を得ることができる手続が新設**させました。

確定判決等を有する者は、裁判所に申立てを行うことにより、

- ①預貯金等については金融機関に対し、
- ②不動産については登記所に対し、
- ③勤務先（給与債権に関する情報）については市町村等に対し、

債務者に関する情報のうち強制執行の申立てに必要な情報の提供を命じてもらうことができるようになりました。

ただし、③については申立てをなすことができる債権者が限定されており、養育費等の扶養義務に関する請求権を有する債権者と人の生命・

身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが対象となっています。

これにより、離婚後の養育費が支払われないときなどに給与を差押えることが容易になります。



このように、債務者の財産状況に関する情報源が第三者にまで拡大されたことで、**情報の取得のしやすさは飛躍的に向上した**といえるでしょう。

さいごに

今回の改正は、原則として、2020年4月1日から施行されます。

この改正により、強制執行の実効性が高まり、これまで横行していた債務者による「逃げ得」が抑止されることが期待されています。

債権回収でお困りのときは、弁護士にご依頼いただくことにより、複数の選択肢から有効な手段を選択して債務者の情報を調査することが可能です。

お気軽に弊所の弁護士にご相談ください。



弁護士 岩間龍之介

福岡県久留米市出身。地元福岡の企業をサポートすることで、地域経済の発展に貢献し、少しでも地元福岡に恩返しができるよう、日常的に勉強会をするなど努力を重ねています。

カスハラとは

皆様は「カスハラ」という言葉を耳にしたことはありますか？

カスハラとは「カスタマー・ハラスメント」の略で、顧客（カスタマー）から会社に対して行われる著しい迷惑行為をいいます。



悪質クレームの問題は、昨今、職場におけるハラスメントの一種として再定義されようとしています。

会社の安全配慮義務とカスハラ

厚生労働省に設置された「職場のパワーハラスメント防止対策についての委員会」が2018年に公表した報告書※には、次のような記述があります。

使用者は労働契約に伴って安全配慮義務があり・・・一般的には、顧客や取引先など外部の者から著しい迷惑行為があった場合にも、事業者は労働者の心身の健康も含めた生命、身体等の安全に配慮する必要があることを考えることが重要である。

このことを踏まえれば、事業主が労働者の安全に配慮するために対応が求められる点においては、顧客や取引先からの著しい迷惑行為は職場のパワーハラスメントと類似性があるものとして整理することが考えられる。

ここでは顧客からの悪質クレームをパワハラに類似したものとして整理することが示唆されています。

かつては「お客様は神様である」という標語のもと、クレームに対しては謝罪に徹することが是とされてきた面があります。

しかし、**明らかに不当な要求に機械的な謝罪を行っている**と、**それにより従業員がうつ病などを患ったときに会社が責任を問われる可能性がありえます。**

一般的なクレームとの線引き

カスハラと思わしき事態が発生したときに会社がまず判断すべきことは、それが一般的なクレームに留まるものなのか、カスハラなのか、ということです。

なぜなら、カスハラであれば、従業員を守るためにその行為をやめさせたり、クレーム対応マニュアルを作成するなどの措置をとることが、安全配慮義務の一環として会社に求められるからです。



会社がこれを放置して従業員がメンタルヘルス疾患等を患った場合、安全配慮義務違反として損害賠償請求をされるおそれがあります。

考慮すべき要素

では、カスハラと一般的なクレームをどのように区別すればよいのでしょうか。

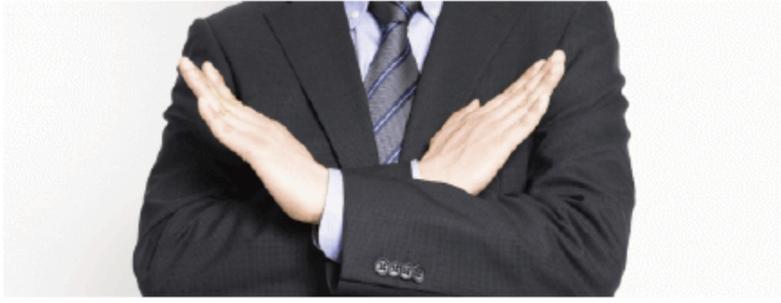
カスハラの該当性を判断するときに考慮すべき要素は2つあります。

一つは、相手方による要求の内容の相当性です。

相手方からの要求として、慰謝料や交通費などの金銭、商品の返品や交換、謝罪などが考

※<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11910000-Koyouukintoukyoku-Koyoukikaikintouka/0000201236.pdf>

えられますが、過大な金銭や土下座による謝罪を求めてくるようなときは安易に応じないようにすべきです。



もう一つは、要求の態度です。

暴行や脅迫などの犯罪行為はもちろん、大声で怒鳴る、長時間または多数回にわたって電話をかけてくる、事業場に長時間居座る、担当者を長時間拘束するなど、社会的通念に照らして相当性を欠く態度で要求を行ってくる場合には、

毅然とした対応が必要です。

考慮すべき要素

会社が安全配慮義務を果たすための方法として、個別のカスハラに対して適切な対処をすることのほかに、社内のクレーム対応マニュアルを作成することが挙げられます。

また、個別のカスハラに対応する際は、事実関係の調査の方法、音声の録音の可否、警察を呼ぶかどうかの判断、謝罪文を求められたときに応じるかどうかなど、重要なポイントがいくつかあります。

お困りのときには弊所の弁護士にご相談ください。

たくみ法律事務所のスタッフをご紹介します！～事務局 松本編～

はじめまして。事務員の松本と申します。

福岡生まれ、福岡育ちの生粋の博多っ子です。

大学卒業後は市内の結婚式場でプランナーとして働いておりましたが、結婚を機に事務職へのキャリアチェンジを決意し、たくみ法律事務所に入所いたしました。

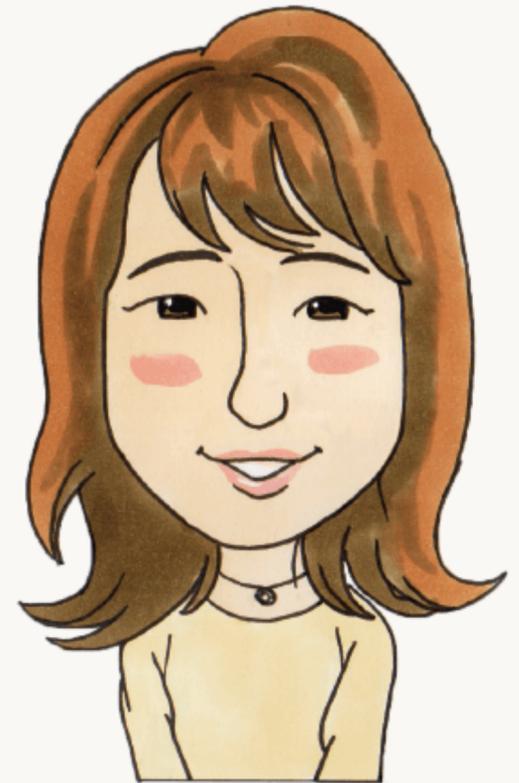
法律事務所と聞くと、難しい話を頑張って聞かないと・・・などと不安に思う方もいらっしゃるかと思います。

事実、私自身がそうでした。

しかし、当事務所に入所してそんなイメージが変わりました。

弁護士・事務員全員がお客様の話にしっかり耳を傾け、お客様に寄り添った解決を目指しています。

私もそんなたくみ法律事務所の一員だと胸を張って言えるように日々精進してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] <https://www.takumi-corporate-law.com>

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号 NMF 天神南ビル 10 階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

■地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

■天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル 8 階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

■JR・モノレール小倉駅：徒歩5分 平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・労働問題（雇用契約書、就業規則、未払い残業代被請求、問題社員対応、解雇等）
- ・契約法務（契約書作成、リーガルチェック、契約解除等）
- ・知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）
- ・不動産問題（賃料滞納、明渡請求、賃料増減額交渉等）
- ・景品表示法（景品提供、不当表示等）
- ・債権回収（督促、訴訟、差押え、損害賠償請求等）
- ・会社法務（設立、定款作成、株主総会、取締役会、組織変更等）
- ・倒産（破産、再生等）